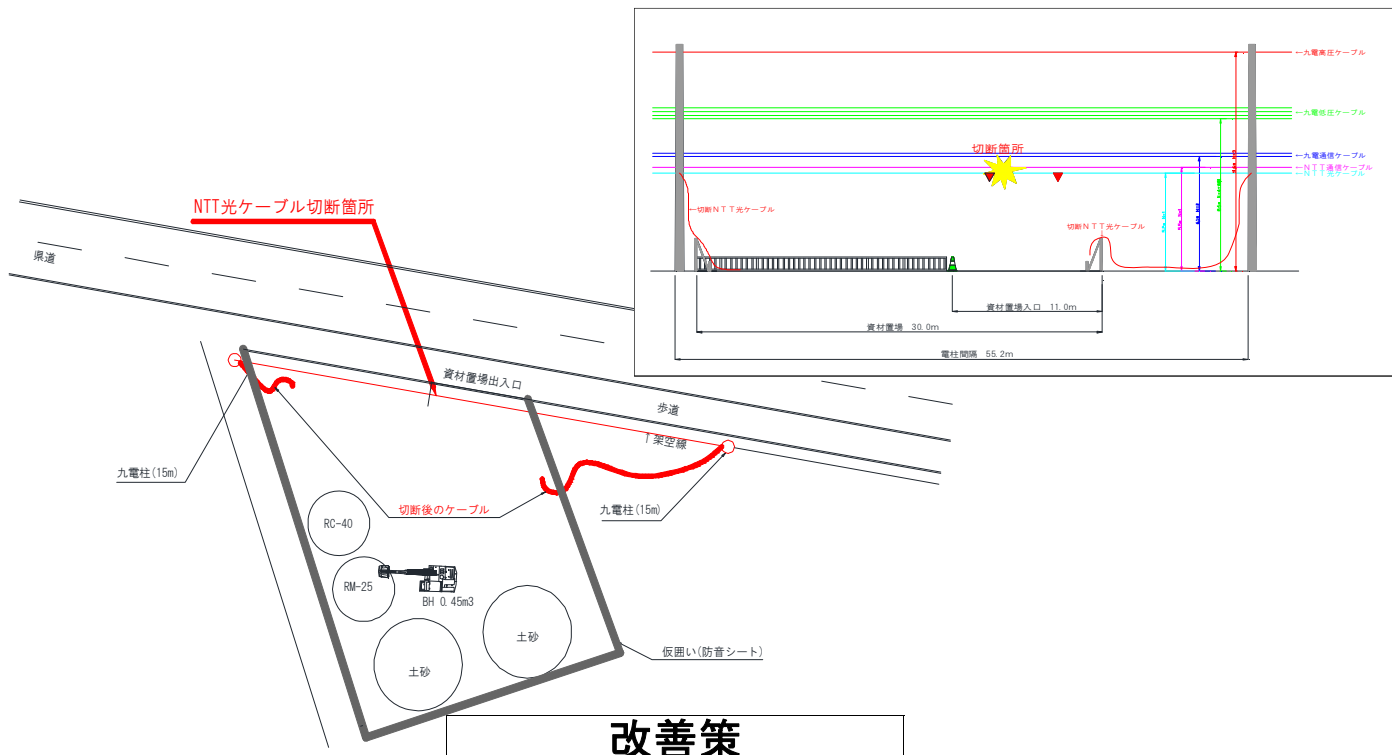


事故種類	公衆災害	発生日時	平成28年6月1日 13時42分	事故当事者	—
事故区分	切断	年齢性別	—	職種	—
被災程度(全治)	NTT光ケーブル1本切断				
事故概要	<ul style="list-style-type: none"> ・資材置場で待機中の作業員(BFオペレータ)が、出入口付近にあるNTTの架空線切断を発見。 ・その後、監督官及び関係機関へ連絡し、17時よりNTT光ケーブルの復旧作業開始、18時12分に復旧完了した。 ・NTTへ切断時刻を確認したところ、13時42分頃と判明。(不通時間4時間30分) ・なお、当時、資材置場への第三者の進入は確認されておらず(BFオペレータ確認)、作業をしていたのは、資材搬入業者(採石)のみで、10tダンプにて採石搬入後、ダンプアップ状態で走行し出入口付近にあるNTT光ケーブル1本を切断した可能性を有するものの、目撃者がいない事とダンプ運転手が光ケーブルを切断した認識がない事より切断者を確定できなかった。 				
事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> ・架空線事故防止対策として、重機掘削、ダンプトラック使用時に配置する事となっていた監視人を資材置場へ配置していなかった。 ・架空線事故防止対策(赤旗設置)を行っていたが、目立つ対策となっていなかった。 				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> ・資材置場で重機掘削、ダンプトラックを使用する場合に監視人を配置し、ダンプトラックを必ず一旦停止させ荷台の昇降状態及び資材置場の状況を常に確認し、退出指示を行う。 ・架空線手前に高さ制限バー(4.0m)及び電光掲示板を設置する。 ・安全パトロール時に資材置場の架空線事故防止対策を点検・確認する。 ・架空線対策管理者を選任し施工計画・事前調査・現地での架空線に対する対策を確認後、工事着工を行う。 ・架空線対策管理者が社員全員に架空線事故防止について教育指導を行い、再発防止に努める。 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・資材置場で重機掘削、ダンプトラックを使用する場合に監視人を配置し、ダンプトラックを必ず一旦停止させ荷台の昇降状態及び資材置場の状況を常に確認し、退出指示を行う。 ・架空線手前に高さ制限バー(4.0m)及び電光掲示板を設置する。 				

事故状況図



改善策



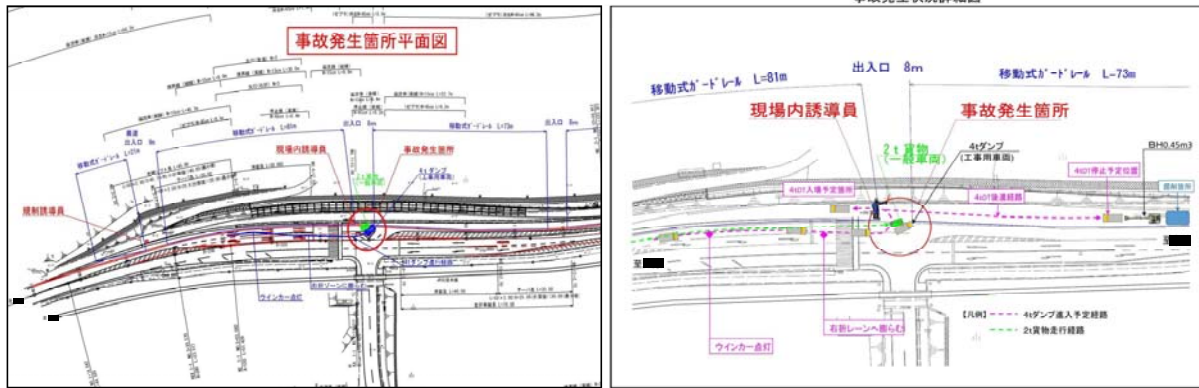
監視人によるダンプトラックの昇降状態確認及び退出指示



架空線対策管理者による高さ制限バー等の架空線に対する対策確認

事故種類	交通事故	発生日時	平成28年6月1日 13時42分	事故当事者	1次下請け
事故区分	公衆災害	年齢性別	①55歳 男性 ②31歳 男性	職種	①主任技術者兼職長 ②一般ドライバー運転手
被災程度(全治)	①(1次下請け主任技術者兼職長)外傷性頸部症候群、腰部打撲傷、両肩打撲傷【約7日間の通院加療要】。 ②(一般ドライバー運転手)頸部挫傷【10日間の通院加療要】				
事故概要	工事車両(4tダンプトラック)が移動式ガードレールで路肩規制している出入り口に右折帯に膨らんで(左折ウイinkerは出していた)左折で入ろうとしたとき、後続車両の2t貨物車が工事車両の助手席側付近に追突した。				
事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> 一般車両優先の認識欠如と4tダンプトラック運転手の後方確認不足。 一般車両に対して工事車両出入り口や工事車両である周知が不足。 4tダンプトラックが現場へ左折入場する際、右折車線にはみ出し大回りした。 				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> 現場出入り口に近づいた際に後続車両(一般車両)がいることが分かれば、手前の待避所等に停車し後続車両(一般車両)に道を譲り、車両が途切れてから入場する。 工事看板(出入口表示)の増設とともに、工事車両であることを明示する。 大回りをしない入退場とする。 工事車両のウイinkerの点灯位置、右折入場時に対向車がいした場合の停車位置を現地に明示(のぼり旗)する。 安全意識向上のため、土運搬車両にドライブレコーダーの取り付け。(元請けが無作為にチェック) 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> 工事現場内への出入り方法等の各現場における周知・教育等の徹底。 各工事現場に見合った規制保安施設(資機材・工事看板)等の設置の検討を行い設置を行う。 				

事故状況図



改善策

- 現場出入り口に近づいた際に後続車両(一般車両)がいることが分かれば、手前の待避所等に停車し後続車両(一般車両)に道を譲り、車両が途切れてから入場する。
- 工事看板(出入口表示)の増設とともに、工事車両であることを明示する。
- 大回りをしない入退場とする。
- 工事車両のウイinkerの点灯位置、右折入場時に対向車がいした場合の停車位置を現地に明示(のぼり旗)する。
- 安全意識向上のため、土運搬車両にドライブレコーダーの取り付け。(元請けが無作為にチェック)

○看板類追加

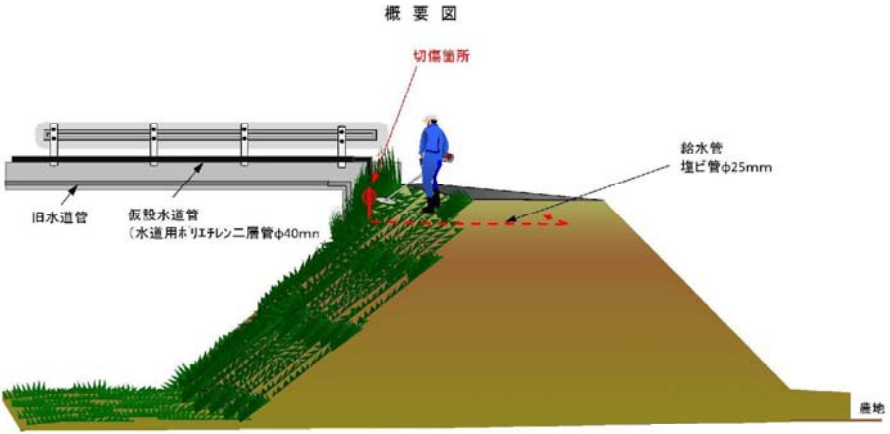


○工事車両明示



事故種類	公衆災害	発生日時	平成28年6月11日 9時15分	事故当事者	1次下請け
事故区分	切断	年齢性別		職種	
被災程度(全治)	仮設水道管の一部損傷(断水等の実被害はなし)				
事故概要	橋梁付近の除草工事において、仮設水道管(ポリエチレン管)に草刈り機回転刃が当たり、水道管の一部を損傷して漏水事故が発生した。				
事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> 元請けは除草作業着手前に要注意箇所の事前調査を行っていたが、今年3月頃に設置された当該仮設水道管を見逃したことにより、施工計画書に記していた支障物周辺の目印設置やKY活動での周知が不十分となった。 現場作業員が、構造物周辺の確認を十分に行っていなかった。 				
改善策等	<p>【支障物再調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業範囲の支障物再調査を1班3名にて確認を行う。更に日々の除草作業予定範囲を前日に再確認し、目印設置を徹底し支障物の見逃しがないように努める。また、調査結果に差異が確認された場合は、最新の情報を共有する。なお、支障物調査における目印設置については、水門、樋管、電柱など明らかに視認できる構造物であっても、除草時に損傷を与える物件(電線管等)や支障物がある場合は例外なく目印の設置を徹底する。 <p>【KY及び朝礼時の周知徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当日の作業範囲における支障物調査の情報共有を図る。 <p>【作業段階における意識の徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業当日は事前調査及び前日調査結果を基に当日作業班と元請けが当日の作業範囲全体の目視確認及び支障物の再確認を行い、作業員一人ひとりの意識付けを徹底する。 <p>【現場での対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支障物周辺の除草については、機械作業を行わず、手刈り作業を実施する。 当日の除草作業中に新たに発見した支障物や不審物周辺については、目印を取り付け、除草を行わずに刈り残し、元請け立会のもとで手刈りにて除草作業を行う。なお、今後の除草作業において支障物になると判断された場合は、事前調査資料に追加する。 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> 支障物の事前調査を行う場合は、新たな設置物や現場の変更を見逃さないように除草直前に行う。 支障物の事前目印設置については、視認が容易な物件についても例外なく実施を徹底し、作業員への注意喚起を図る。 支障物周辺の状況を明確にするため、手刈り作業にて除草を行う。 				

事故状況図



作業前調査を実施していたが、今年3月頃に設置された仮設水道管(申請無し)を見逃したことにより、支障物周辺の目印設置・KY活動での周知が不十分となったため、水道管の破損に至った。

改善策

- ①作業範囲全体の再調査の実施し、台帳にて作業員全員での情報共有。(3班体制:1班3名)
 - ②作業前日の点検の実施。
 - ③当日の作業前点検の実施。
- なお、支障物周辺は、特に配管周辺について肩掛けから手刈り作業へ改めることとする。



支障物再調査(1班3名体制)を行い支障物調査台帳の更新



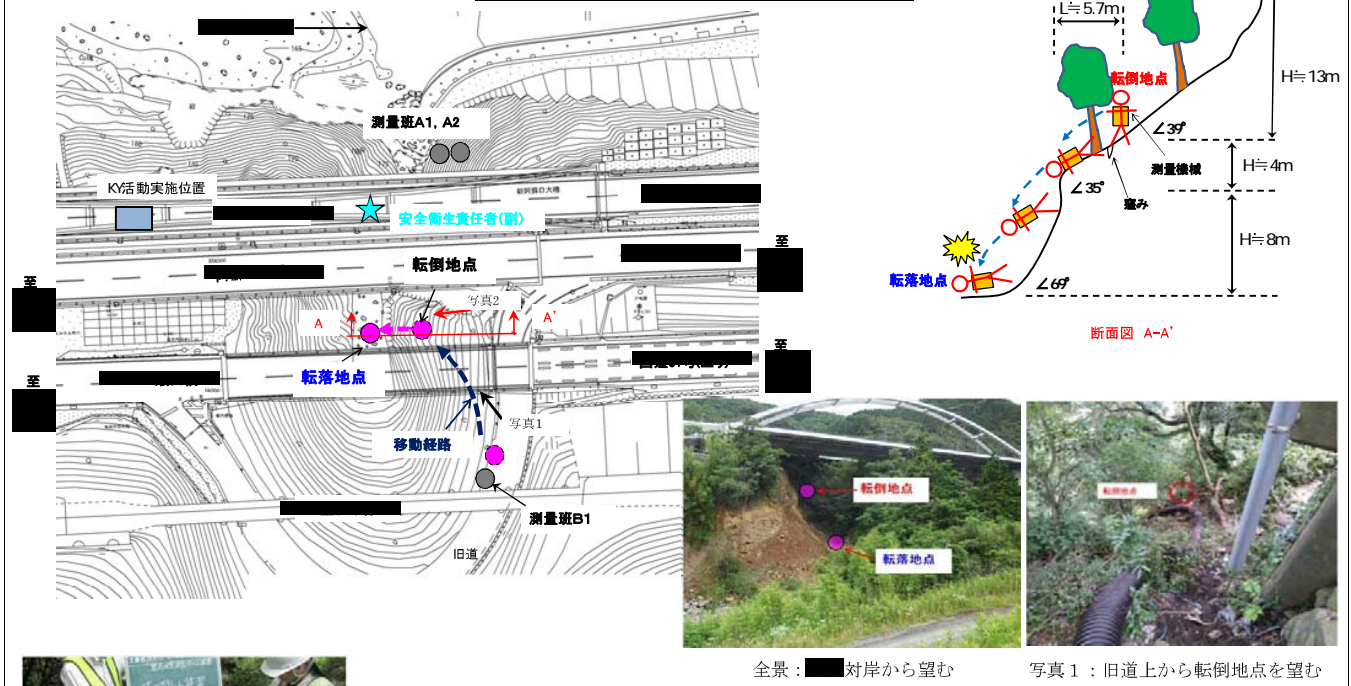
支障物周辺は手刈り作業とする



作業前日及び当日の再確認

事故種類	労働災害	発生日時	平成28年6月14日 15時30分	事故当事者	2次下請け
事故区分	墜落・転落	年齢性別	42歳男性	職種	測量技師
被災程度(全治)	胸腰椎骨折、多発肋骨骨折、肺挫傷、後腹膜血腫(全治5ヶ月)				
事故概要	被災者は測量作業のため、重い光波測距儀(約10kg)を背負い、三脚を担いで、緩斜面を移動し、基準点に到着した。光波測距儀を背負ったまま、三脚を基準点に設置しようとした際、窪みに足を取られ、転倒し、崖から転落した。				
事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> ・基準点は高所であり、作業指示書に危険箇所では安全帯を使用することを義務付けていたが、前日の急崖部(命綱使用)に比べると緩斜面であることから、安全帯・命綱の必要性がないと個人で判断した。 ・作業指示書で安全帯を使用することを義務付けていた危険箇所や墜落防止箇所について、具体的に図面等に示されていないかった。 ・KY時に荒地でのつまづき転倒の危険性を指摘し、足元確認、声掛け対策を指示したが、落葉が多かったこともあり、足元の確認が不十分であったため転倒した。 ・複数班で作業しており、安全衛生責任者は急崖下の安全巡視を行っていたため、急崖部上部で作業していた作業員(受傷者)が命綱、安全帯を使用していないことに気づいていなかった。 				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> ・平坦地を除く作業では親綱、落下防止装置(ストップパー)、安全帯をセットで必ず使用する。作業員は作業手順書に記載されていない作業を行う場合、安全衛生責任者の指示を得た上で、作業を実施する。(個人で判断しない) ・安全衛生責任者は、作業前ミーティング時に、その日の作業範囲内で墜落防止対策を実施する場所、内容を作業手順書、図面に作成し、作業員に周知する。 ・安全衛生責任者は、当日の作業開始前までに、窪みや亀裂の位置を確認し、テープ等で危険箇所を明示する。また、滑りによる災害防止のため、斜面上での測量作業時にはスパイクシューズを着用する。 ・複数班での作業となり、安全衛生責任者1人で、作業員全員の行動を監視できない場合は、専任の安全監視員を配置する。 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・平坦地を除く作業では親綱、落下防止装置(ストップパー)、安全帯を必ず使用し、使用の可否を個人で判断しない。 ・つまづき転倒の危険箇所をテープ等で明示する。 				

事故状況図



改善策

作業項目	確認事項
1. 作業計画	作業計画書の作成と共有
2. 現場確認	現場での危険箇所、作業範囲の確認
3. 安全帯の着用	安全帯の正しい着用方法の確認
4. 安全帯の調整	安全帯の調整の確認
5. 安全帯の点検	安全帯の点検の確認
6. 安全帯の取付	安全帯の取付の確認
7. 安全帯の脱着	安全帯の脱着の確認
8. 安全帯の保管	安全帯の保管の確認
9. 安全帯の廃棄	安全帯の廃棄の確認
10. 安全帯の修理	安全帯の修理の確認

親綱
落下防止装置
安全帯

危険箇所をテープにより明示する。

墜落防止対策(親綱、落下防止装置、安全帯)を実施し、安全監視員が確認する。

墜落防止対策を実施する範囲、対策内容を示した作業手順書を作成し、ミーティングを実施する。

危険箇所をテープにより明示する。